

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

近年、離婚などによるひとり親家庭が増加している。多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育てなどでも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当法改正により平成 22 年 8 月 1 日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなった。しかしこのほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉資金貸付、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられないままである。

よって、政府においては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭も対象とするよう改善を行うとともに、中でも以下の事項について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父も支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付、高等技能訓練促進費等事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭の父にも拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年（2012 年）3 月 28 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員